

令和 6 年度 第 7 回諏訪区地域協議会 次第

日時：令和 7 年 2 月 17 日（月）19:00～

会場：諏訪地区公民館 集会室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 諮問事項

諏訪地区公民館の移転について（社会教育課）

(2) その他

4 その他

(1) 次回開催日程について

日 時：令和 7 年 月 日（ ） 時 分～

会 場：諏訪地区公民館 集会室

内 容：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

- ・ 次第
- ・ 資料No.1 … 諏訪地区公民館の移転について（諮問）
- ・ 参考 … 諏訪地区公民館の移転整備について ※第 6 回地域協議会報告資料

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

- その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その 4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和 6 年度第 7 回諏訪区地域協議会
令和 7 年 2 月 17 日
3 議題 (1) 諮問事項
資料No.1
社会教育課

上教社第 64 号
令和 7 年 2 月 4 日

諏訪区地域協議会
会長 山 田 哲 平 様

上越市長 中 川 幹 太
(教育委員会社会教育課)

諏訪地区公民館の移転について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第 7 条第 2 項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 10 号 諏訪地区公民館の移転について
※ 諮問内容については、別紙のとおり

〔諮問理由〕

施設の老朽化が進んでいる諏訪地区公民館を、令和 7 年 3 月に閉校する諏訪小学校内の一部に移転することに関し、諏訪区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙：諮問内容

諏訪地区公民館を、令和 7 年 3 月に閉校する諏訪小学校内の一部に移転する。

1 設置目的

公民館は、上越市区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって生活文化の振興及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

2 名称

諏訪地区公民館

3 現施設の概要

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 所在地 | 大字上真砂 203 番地 |
| (2) 敷地面積 | 840.04 m ² |
| (3) 延床面積 | 210.73 m ² |
| (4) 構造 | 木造平屋建（昭和 55 年 12 月建築） |
| (5) 機能 | 集会室、和室、調理室、事務室 |

4 新施設の概要等

- | | |
|-----------|---|
| (1) 移転予定地 | 大字上真砂 2040-2 地内（諏訪小学校敷地） |
| (2) 敷地面積 | 9,606.86 m ² |
| (3) 延床面積 | 学校施設 2,961.00 m ² のうち 1 階部分の一部 |
| (4) 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 |
| (5) 整備方法等 | <ul style="list-style-type: none">・ 現諏訪地区公民館の機能を基本とし、1 階部分を改修する。・ 学校施設の一部を集会施設とするため、建築基準法に適合し、かつ公共建築物ユニバーサルデザイン指針に対応するものとする。
また、公民館部分の部屋割りは、現諏訪小学校の教室等の配置を生かしたものとする。・ 公民館部分と学校部分の区画を分けることとし、公民館側に新たに玄関の整備を行う。 |

5 その他

延床面積、施設機能等については、設計段階において、諏訪区の住民の意見を伺いながら決定するものとする。

6 移転予定時期

令和 9 年度

諏訪地区公民館の移転整備について

1 整備方針

諏訪地区公民館の整備については、現公民館敷地内で建替えることを前提に検討してきた。

この度、令和7年3月に閉校となる諏訪小学校の校舎を有効活用し、学びの多様化学校を設置する方針が決定したことから、本公民館についても、諏訪小学校の校舎内に移転整備する。

2 新施設の概要等

(1) 所在地等

諏訪小学校敷地（大字上真砂 2040-2 地内）

(2) 建物構造等

鉄筋コンクリート造3階建（うち1階部分の一部）

- ・現諏訪地区公民館の機能の維持を基本とし、1階部分を改修する。
- ・学校施設の一部を集会施設とするため、建築基準法に適合し、かつユニバーサルデザインに対応するものとする。また、公民館部分の部屋割りは、現諏訪小学校の教室等の配置を生かしたものとする。
- ・公民館部分と学校部分の区画を分けることとし、公民館側に新たに玄関の整備を行う。

(3) その他

学校と公民館の複合機能を持った新たな施設とする。

3 現施設の概要

- 所在地 大字上真砂 203 番地
- 建築年 昭和 55 年 12 月（築 44 年）
- 構造等 木造平屋建 210.73 m²
- 開館時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
- 管理形態 市直営
- 利用状況（令和 3 年度～令和 5 年度）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数（件）	307	310	331
利用者数（人）	2,959	2,883	3,881

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和 7 年度 設計委託
- 令和 8 年度 整備工事
- 令和 9 年度 供用開始予定

5 位置図等

